

令和4年第1回

中津川市議会（定例会）追加議案

令和4年3月29日

## 令和4年第1回中津川市議会（定例会）追加議案目次

議第35号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議第36号	和解について・・・・・・・・・・・・・・・・	4

議第35号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年  
中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議  
決を求める。

令和4年3月29日提出

中津川市長 青山 節児

1 財産の種別及び数量 (仮称) 中津川市福岡学校給食共同調理場  
給食運搬車 4台

2 取得金額 25,950,848円

3 取得の相手方 中津川市下野333番地1  
株式会社 八高  
代表取締役 西尾 信博

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり和解したいので、議会の議決を求める。

令和4年3月29日提出

中津川市長 青山 節児

1 和解の相手方

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

2 事件名

土地代金等不当利得返還請求事件

3 和解の要旨

- (1) 相手方は、中津川市に対し、本件和解金として、62万5324円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、中津川市に対し、前号の金員を支払う。
- (3) 相手方が、前号の金員の支払いを怠り、その額が10万円以上となったときは、相手方は当然に期限の利益を失い、相手方は、中津川市に対し、第1号の金員から既払金を控除した残額及び当該残額の倍額に相当する違約金を直ちに支払う。
- (4) 中津川市は、その余の請求を放棄する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。
- (6) 中津川市及び相手方は、中津川市と相手方の間には、この和解条項に定めるもののはかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。